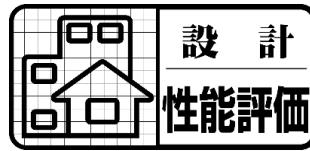


設計住宅性能評価書のイメージ
(一戸建ての住宅の場合)



住宅の品質確保の促進等に関する法律
第5条第1項に基づく

設計住宅性能評価書

(一戸建ての住宅)

(申請者の住所)
(申請者の氏名又は名称) 様

下記の住宅に関して、評価方法基準（平成13年8月14日国土交通省告示第1347号（最終改正 令和7年9月1日国土交通省告示第845号））に基づき評価を行った結果について、次の通り相違ないことを証します。
なお、上記は評価方法基準に基づいて評価を行った結果であり、時間経過による変化がないことを保証するものではありません。

記

- 建築主 (氏名又は名称) (連絡先)
- 設計者 (氏名又は名称) (連絡先)
- 住宅の名称
- 住宅の所在地

以上

評価書交付年月日	年 月 日
評価書交付番号	- - -
登録住宅性能評価機関名	
機関登録番号	
評価員氏名	

●特記事項

住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第4項に基づく、住宅の構造及び設備が長期使用構造等であるかどうかの確認の結果

確認の結果 : 適合 : 不適合
申請年月日 :

注)点線囲み部分は、長期使用構造等であることの確認が併せて行われない場合は記載不要。

一住宅に関する基本的な事項（設計住宅性能評価申請書により確認したものである）

事 項	内 容	
住宅の階数	地上 [階]	地下 [階]
住宅の面積	建築面積 [m ²]	延べ面積 [m ²]
住宅の構造	[造]	一部 [造]

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第1条第八号に基づき住宅の性能に関し日本住宅性能表示基準に従って表示すべき事項ごとの住宅性能評価の実施の有無を下記の通り明示する。

実施	評価事項	実施	評価事項
<input checked="" type="checkbox"/> 1-1 耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）	<input checked="" type="checkbox"/> 5-1 断熱等性能等級		
<input type="checkbox"/> 1-2 耐震等級（構造躯体の損傷防止）	<input checked="" type="checkbox"/> 5-2 一次エネルギー消費量等級		
<input checked="" type="checkbox"/> 1-3 その他（地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	<input type="checkbox"/> 6-1 ホルムアルデヒド対策（内装及び天井裏）		
<input type="checkbox"/> 1-4 耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	<input type="checkbox"/> 6-2 換気対策		
<input type="checkbox"/> 1-5 耐積雪等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	<input type="checkbox"/> 7-1 単純開口率		
<input checked="" type="checkbox"/> 1-6 地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法	<input type="checkbox"/> 7-2 方位別開口比		
<input checked="" type="checkbox"/> 1-7 基礎の構造方法及び形式等	<input type="checkbox"/> 8-4 透過損失等級（外壁開口部）		
<input type="checkbox"/> 2-1 感知警報装置設置等級（自住戸火災時）	<input type="checkbox"/> 9-1 高齢者等配慮対策等級（専用部分）		
<input type="checkbox"/> 2-4 脱出対策（火災時）	<input type="checkbox"/> 10-1 開口部の侵入防止対策		
<input type="checkbox"/> 2-5 耐火等級（延焼のおそれのある部分（開口部））			
<input type="checkbox"/> 2-6 耐火等級（延焼のおそれのある部分（開口部以外））			
<input checked="" type="checkbox"/> 3-1 劣化対策等級（構造躯体等）			
<input checked="" type="checkbox"/> 4-1 維持管理対策等級（専用配管）			

一必須項目一

項 目	結 果
1.構造の安定に関すること <input type="checkbox"/> 経過措置適用有※	1-1耐震等級（構造躯体の倒壊等防止） 評価対象外 <input type="checkbox"/> （免震建築物） 3 極めて稀に（数百年に一度程度）発生する地震による力（建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの）の1.5倍の力に対して倒壊、崩壊等しない程度 2 極めて稀に（数百年に一度程度）発生する地震による力（建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの）の1.25倍の力に対して倒壊、崩壊等しない程度 1 極めて稀に（数百年に一度程度）発生する地震による力（建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの）に対して倒壊、崩壊等しない程度 1-3その他（地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止） <input type="checkbox"/> 免震建築物 <input type="checkbox"/> その他 1-6地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法 <input type="checkbox"/> 地盤の許容応力度 [kN/m ²] <input type="checkbox"/> 杭の許容支持力 [kN/本] <input type="checkbox"/> 杭状改良地盤の許容応力度 [kN/m ²] <input type="checkbox"/> 杭状改良地盤の許容支持力 [kN/本] 地盤調査方法等 [] 地盤改良方法 [] 1-7基礎の構造方法及び形式等 <input type="checkbox"/> 直接基礎の構造及び形式又は杭基礎の杭種、杭径及び杭長 <input type="checkbox"/> 直接基礎 構造方法 [] 形式 [] <input type="checkbox"/> 杭基礎 杭種 [] 杭径 [cm] 杭長 [m]
3.劣化の軽減に関すること <input type="checkbox"/> 経過措置適用無※	構造躯体等に使用する材料の交換等大規模な改修工事を必要とするまでの期間を伸長するため必要な対策の程度 3 通常想定される自然条件及び維持管理の条件の下で3世代（おおむね75～90年）まで、大規模な改修工事を必要とするまでの期間を伸長するため必要な対策が講じられている 2 通常想定される自然条件及び維持管理の条件の下で2世代（おおむね50～60年）まで、大規模な改修工事を必要とするまでの期間を伸長するため必要な対策が講じられている 1 建築基準法に定める対策が講じられている
4.維持管理・更新への配慮に関すること	4-1維持管理対策等級（専用配管） <input type="checkbox"/> 該当なし 専用の給排水管、給湯管及びガス管の維持管理（清掃、点検及び補修）を容易とするため必要な対策の程度 3 掃除口及び点検口が設けられている等、維持管理を容易にすることに特に配慮した措置が講じられている 2 配管をコンクリートに埋め込まない等、維持管理を行うための基本的な措置が講じられている 1 その他

※評価方法基準 第5-1-1(3) 亦又は(1)b(壁面基準)による場合の経過措置の適用
経過措置の適用無：令和7年4月1日以降の基準に適合 経過措置の適用有：令和7年3月31日以前の基準に適合

		外壁、窓等を通しての熱の損失の防止を図るための断熱化等による対策の程度
		地域の区分 [1・2・3・4・5・6・7・8]
		外皮平均熱貫流率【W/(m ² ・K)】冷房期の平均日射熱取得率【】
	5-1 断熱等性能等級	7 熱損失等のより著しい削減のための対策が講じられている（8地域を除く）
		6 熱損失等の著しい削減のための対策が講じられている
		5 熱損失等のより大きな削減のための対策（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）に定める建築物エネルギー消費性能誘導基準に相当する程度）が講じられている
		4 熱損失等の大きな削減のための対策（基準省令に定める建築物エネルギー消費性能基準に相当する程度）が講じられている
		3 熱損失等の一定程度の削減のための対策が講じられている
		2 熱損失の小さな削減のための対策が講じられている
		1 その他
5.温熱環境・エネルギー消費量に関すること		一次エネルギー消費量の削減のための対策の程度
		地域の区分 ※5-1 断熱等性能等級に記した地域の区分と同じ
		床面積当たりの設計一次エネルギー消費量【MJ/(m ² ・年)】
	5-2 一次エネルギー消費量等級	エネルギー利用効率化設備（基準省令第2条第1項に定めるエネルギー利用効率化設備をいい、コージェネレーション設備を除く。）による設計一次エネルギー消費量の削減率 壳電分を含む【%】 壳電分を含まない【%】
		8 一次エネルギー消費量の極めて著しい削減のための対策が講じられている
		7 一次エネルギー消費量のより著しい削減のための対策が講じられている
		6 一次エネルギー消費量の著しい削減のための対策（基準省令に定める建築物エネルギー消費性能誘導基準（その設定の基礎となる基準一次エネルギー消費量が、基準省令第14条第1項の規定により求められたものに限る。）に相当する程度）が講じられている
		5 一次エネルギー消費量の大きな削減のための対策が講じられている
		4 一次エネルギー消費量の大きな削減のための対策（基準省令に定める建築物エネルギー消費性能基準（その設定の基礎となる基準一次エネルギー消費量が、基準省令第5条第1項の規定により求められたものに限る。）に相当する程度）が講じられている
		1 その他

一選択項目一

項目	結果	
1.構造の安定に関すること	1-2耐震等級 (構造躯体の損傷防止)	地震に対する構造躯体の損傷（大規模な修復工事を要する程度の著しい損傷）の生じにくさ 3 稀に（数十年に一度程度）発生する地震による力（建築基準法施行令第88条第2項に定めるものの1.5倍の力に対して損傷を生じない程度）
	□ 評価対象外 (免震建築物)	2 稀に（数十年に一度程度）発生する地震による力（建築基準法施行令第88条第2項に定めるものの1.25倍の力に対して損傷を生じない程度）
		1 稀に（数十年に一度程度）発生する地震による力（建築基準法施行令第88条第2項に定めるもの）に対して損傷を生じない程度
	1-4耐風等級 (構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	暴風に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしにくさ及び構造躯体の損傷（大規模な修復工事を要する程度の著しい損傷）の生じにくさ 2 極めて稀に（500年に一度程度）発生する暴風による力（建築基準法施行令第87条に定めるものの1.6倍）の1.2倍の力に対して倒壊、崩壊等せず、稀に（50年に一度程度）発生する暴風による力（同条に定めるもの）の1.2倍の力に対して損傷を生じない程度
		1 極めて稀に（500年に一度程度）発生する暴風による力（建築基準法施行令第87条に定めるものの1.6倍）に対して倒壊、崩壊等せず、稀に（50年に一度程度）発生する暴風による力（同条に定めるもの）に対して損傷を生じない程度
		1-5耐積雪等級 (構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)
	□ 評価対象外 (該当区域以外)	屋根の積雪に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしにくさ及び構造躯体の損傷（大規模な修復工事を要する程度の著しい損傷）の生じにくさ 2 極めて稀に（500年に一度程度）発生する積雪による力（建築基準法施行令第86条に定めるものの1.4倍）の1.2倍の力に対して倒壊、崩壊等せず、稀に（50年に一度程度）発生する積雪による力（同条に定めるもの）の1.2倍の力に対して損傷を生じない程度
		1 極めて稀に（500年に一度程度）発生する積雪による力（建築基準法施行令第86条に定めるものの1.4倍）に対して倒壊、崩壊等せず、稀に（50年に一度程度）発生する積雪による力（同条に定めるもの）に対して損傷を生じない程度
		2-1感知警報装置設置等級（自住戸火災時）
2.火災時の安全に関すること	評価対象戸において発生した火災の早期の覚知のしやすさ	評価対象戸において発生した火災のうち、すべての台所及び居室で発生した火災を早期に感知し、戸内全域にわたり警報を発するための装置が設置されている 4
		3 評価対象戸において発生した火災のうち、すべての台所及び居室で発生した火災を早期に感知し、当該室付近に警報を発するための装置が設置されている
		2 評価対象戸において発生した火災のうち、すべての台所及び寝室等で発生した火災を感知し、当該室付近に警報を発するための装置が設置されている
		1 評価対象戸において発生した火災のうち、すべての寝室等で発生した火災を感知し、当該室付近に警報を発するための装置が設置されている
		2-4脱出対策（火災時）
2.火災時の安全に関すること	通常の歩行経路が使用できない場合の緊急的な脱出のための対策	直接階段に直接通ずるバルコニー □ 隣戸に通ずるバルコニー
		□ 避難器具〔 〕 □ その他〔 〕
		2-5耐火等級（延焼のおそれのある部分（開口部））
	延焼のおそれのある部分の開口部に係る火災による火炎を遮る時間の長さ	
	3 火災を遮る時間が60分相当以上	
	2 火災を遮る時間が20分相当以上	

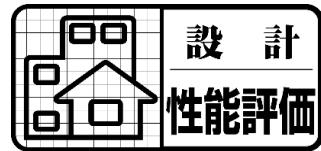
<input type="checkbox"/> 該当なし	1 その他
2-6耐火等級 (延焼のおそれのある部分(開口部以外))	延焼のおそれのある部分の外壁等(開口部以外)に係る火災による火熱を遮る時間の長さ
	4 火熱を遮る時間が 60 分相当以上
	3 火熱を遮る時間が 45 分相当以上
<input type="checkbox"/> 該当なし	2 火熱を遮る時間が 20 分相当以上
	1 その他

6.空気環境に関すること	6-1ホルムアルデヒド対策（内装及び天井裏等）	居室の内装の仕上げ及び換気等の措置のない天井裏等の下地材等からのホルムアルデヒドの発散量を少なくする対策						
		<input type="checkbox"/> 製材等（丸太及び単層フローリングを含む）を使用する						
		<input type="checkbox"/> 特定建材を使用する						
		<input type="checkbox"/> その他の建材を使用する (結果が「特定建材を使用する」の場合のみ、以下の「ホルムアルデヒド発散等級」の結果を表示する。)						
		ホルムアルデヒド発散等級						
		居室の内装の仕上げ及び換気等の措置のない天井裏等の下地材等に使用される特定建材からのホルムアルデヒドの発散量の少なさ						
		内装		天井裏等				
		3	3		ホルムアルデヒドの発散量が極めて少ない(日本工業規格又は日本農林規格のF☆☆☆等級相当以上)			
		2	2		ホルムアルデヒドの発散量が少ない(日本工業規格又は日本農林規格のF☆☆☆☆等級相当以上)			
		1	—		その他			
	6-2換気対策	室内空気中の汚染物質及び湿気を屋外に除去するため必要な換気対策						
	居室の換気対策	住宅の居室全体で必要な換気量が確保できる対策						
		<input type="checkbox"/> 機械換気設備 <input type="checkbox"/> その他 []						
	局所換気対策	換気上重要な便所、浴室及び台所の換気のための対策						
		<input type="checkbox"/> 便所 該当なし						
		<input type="checkbox"/> 浴室 該当なし						
		<input type="checkbox"/> 台所 該当なし						
	7-1単純開口率	居室の外壁又は屋根に設けられた開口部の面積の床面積に対する割合						
		単純開口率： [] %以上						
	7-2方位別開口率	居室の外壁又は屋根に設けられた開口部の面積の各方位毎の比率						
		北： [] 東： [] 南： [] 西： [] 真上： []						
	8.音環境に関すること	居室の外壁の設けられた開口部に方位別に使用するサッシによる空気伝播音の遮断の程度						
		<input type="checkbox"/> 北 該当なし						
		<input type="checkbox"/> 東 該当なし						
		<input type="checkbox"/> 南 該当なし						
		<input type="checkbox"/> 西 該当なし						
		<input type="checkbox"/> 北 東 南 西						
		3	3	3	3	特に優れた空気伝播音の遮断性能（日本工業規格のR _{m(1/3)} -25相当以上）が確保されている程度		
		2	2	2	2	優れた空気伝播音の遮断性能（日本工業規格のR _{m(1/3)} -20相当以上）が確保されている程度		
		1	1	1	1	その他		
	9.高齢者等への配慮に関すること	住戸内における高齢者等への配慮のために必要な対策の程度						
		5 高齢者等が安全に移動することに特に配慮した措置が講じられており、介助用車いす使用者が基本的な生活行為を行うことを容易にすることに特に配慮した措置が講じられている						
		4 高齢者等が安全に移動することに配慮した措置が講じられており、介助用車いす使用者が基本的な生活行為を行うことを容易にすることに配慮した措置が講じられている						
		3 高齢者等が安全に移動するための基本的な措置が講じられており、介助用車いす使用者が基本的な生活行為を行うための基本的な措置が講じられている						
		2 高齢者等が安全に移動するための基本的な措置が講じられている						
		1 住戸内において、建築基準法に定める移動時の安全性を確保する措置が講じられている						

通常想定される侵入行為による外部からの侵入を防止するための対策			
評価対象開口部の区分		外部からの侵入を防止するための対策	
10.防犯に関すること	10-1 開口部の侵入防止対策	[階] *	<p>a 住戸の出入口</p> <p>b 地面から開口部の下端までの高さが2m以下、又は、パルコニー等から開口部の下端までの高さが2m以下であって、かつ、パルコニー等から当該開口部までの水平距離が0.9m以下であるもの（aに該当するものを除く）</p> <p>c a及びbに掲げるもの以外のもの</p>
		[階] *	<p>すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である</p> <p>シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる</p> <p>その他</p> <p>該当する開口部なし</p>
		[階] *	<p>すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である</p> <p>シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる</p> <p>その他</p> <p>該当する開口部なし</p>
		[階] *	<p>すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である</p> <p>シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる</p> <p>その他</p> <p>該当する開口部なし</p>
		[階] *	<p>すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である</p> <p>シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる</p> <p>その他</p> <p>該当する開口部なし</p>
		[階] *	<p>すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である</p> <p>シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる</p> <p>その他</p> <p>該当する開口部なし</p>
		[階] *	<p>すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である</p> <p>シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる</p> <p>その他</p> <p>該当する開口部なし</p>
		[階] *	<p>すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である</p> <p>シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる</p> <p>その他</p> <p>該当する開口部なし</p>
		[階] *	<p>すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である</p> <p>シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる</p> <p>その他</p> <p>該当する開口部なし</p>

* 1つの階ごとに1つの欄を使用し、階の数だけ各欄を連結して使用する

設計住宅性能評価書のイメージ
(共同住宅等の場合)



住宅の品質確保の促進等に関する法律
第5条第1項に基づく

設計住宅性能評価書

(共同住宅等)

(申請者の住所)
(申請者の氏名又は名称) 様

下記の住宅に関して、評価方法基準（平成13年8月14日国土交通省告示第1347号（最終改正 令和7年9月1日国土交通省告示第845号））に基づき評価を行った結果について、次の通り相違ないことを証します。
なお、上記は評価方法基準に基づいて評価を行った結果であり、時間経過による変化がないことを保証するものではありません。

記

- 建築主 (氏名又は名称) (連絡先)
- 設計者 (氏名又は名称) (連絡先)
- 住宅の名称
- 住宅の所在地

以上

評価書交付年月日	年 月 日
評価書交付番号	- - -
登録住宅性能評価機関名	
機関登録番号	
評価員氏名	

●特記事項
住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第4項に基づく、住宅の構造及び設備が長期使用構造等であるかどうかの確認の結果

確認の結果 : 適合 : 不適合
申請年月日 :

注)点線囲み部分は、長期使用構造等であることの確認が併せて行われない場合は記載不要。

一住宅に関する基本的な事項（設計住宅性能評価申請書により確認したものである）一

事 項	内 容	
住宅の階数	地上 [階]	地下 [階]
住宅の面積	建築面積 [m ²]	延べ面積 [m ²]
住宅の構造	[造]	一部 [造]

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第1条第八号に基づき住宅の性能に関し日本住宅性能表示基準に従って表示すべき事項ごとの住宅性能評価の実施の有無を下記の通り明示する。

実施	評価事項	実施	評価事項
<input checked="" type="checkbox"/>	1-1 耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）	<input checked="" type="checkbox"/>	5-1 断熱等性能等級
<input type="checkbox"/>	1-2 耐震等級（構造躯体の損傷防止）	<input checked="" type="checkbox"/>	5-2 一次エネルギー消費量等級
<input checked="" type="checkbox"/>	1-3 その他（地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	<input type="checkbox"/>	6-1 ホルムアルデヒド対策（内装及び天井裏）
<input type="checkbox"/>	1-4 耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	<input type="checkbox"/>	6-2 換気対策
<input type="checkbox"/>	1-5 耐積雪等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	<input type="checkbox"/>	7-1 単純開口率
<input checked="" type="checkbox"/>	1-6 地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法	<input type="checkbox"/>	7-2 方位別開口比
<input checked="" type="checkbox"/>	1-7 基礎の構造方法及び形式等	<input type="checkbox"/>	8-1 重量床衝撃音対策
<input type="checkbox"/>	2-1 感知警報装置設置等級（自住戸火災時）	<input type="checkbox"/>	8-2 軽量床衝撃音対策
<input type="checkbox"/>	2-2 感知警報装置設置等級（他住戸等火災時）	<input type="checkbox"/>	8-3 透過損失等級（界壁）
<input type="checkbox"/>	2-3 避難安全対策（他住戸等火災時・共用廊下）	<input type="checkbox"/>	8-4 透過損失等級（外壁開口部）
<input type="checkbox"/>	2-4 脱出対策（火災時）	<input type="checkbox"/>	9-1 高齢者等配慮対策等級（専用部分）
<input type="checkbox"/>	2-5 耐火等級（延焼のおそれのある部分（開口部））	<input type="checkbox"/>	9-2 高齢者等配慮対策等級（共用部分）
<input type="checkbox"/>	2-6 耐火等級（延焼のおそれのある部分（開口部以外））	<input type="checkbox"/>	10-1 開口部の侵入防止対策
<input type="checkbox"/>	2-7 耐火等級（界壁及び界床）	<input type="checkbox"/>	
<input checked="" type="checkbox"/>	3-1 劣化対策等級（構造躯体等）	<input type="checkbox"/>	
<input checked="" type="checkbox"/>	4-1 維持管理対策等級（専用配管）	<input type="checkbox"/>	
<input checked="" type="checkbox"/>	4-2 維持管理対策等級（共用配管）	<input type="checkbox"/>	
<input checked="" type="checkbox"/>	4-3 更新対策（共用排水管）	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	4-4 更新対策（住戸専用部）	<input type="checkbox"/>	

※5-1又は5-2若しくは両方の選択が必要な項目で、必須項目となる。

一必須項目（住棟）一

項 目	結 果	
	地盤に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしにくさ	
	3 極めて稀に（数百年に一度程度）発生する地震による力（建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの）の1.5倍の力に対して倒壊、崩壊等しない程度	
	2 極めて稀に（数百年に一度程度）発生する地震による力（建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの）の1.25倍の力に対して倒壊、崩壊等しない程度	
	1 極めて稀に（数百年に一度程度）発生する地震による力（建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの）に対して倒壊、崩壊等しない程度	
	1-3その他	評価対象建築物が免震建築物であること
1.構造の安定に関すること	1-6地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法	□ 免震建築物 □ その他
□ 経過措置適用有※	1-6地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法	地盤又は杭に見込んでいる常時作用する荷重に対し抵抗し得る力の大きさ及び地盤に見込んでいる抵抗し得る力の設定の根拠となった方法
□ 経過措置適用無※	1-7基礎の構造方法及び形式等	□ 地盤の許容応力度 [kN/m ²] □ 杭の許容支持力 [kN/本] □ 杭状改良地盤の許容支持力 [kN/m ²] □ 杭状改良地盤の許容支持力 [kN/本] 地盤調査方法等 [] 地盤改良方法 []
3.劣化の軽減に関すること	3-1劣化対策等級（構造躯体等）	直接基礎の構造及び形式又は杭基礎の杭種、杭径及び杭長 □ 直接基礎 構造方法 [] 形式 [] □ 杭基礎 杭種 [] 杭径 [cm] 杭長 [m]
		構造躯体等に使用する材料の交換等大規模な改修工事を必要とするまでの期間を伸長するため必要な対策の程度
		3 通常想定される自然条件及び維持管理の条件の下で3世代（おおむね75～90年）まで、大規模な改修工事を必要とするまでの期間を伸長するため必要な対策が講じられている
		2 通常想定される自然条件及び維持管理の条件の下で2世代（おおむね50～60年）まで、大規模な改修工事を必要とするまでの期間を伸長するため必要な対策が講じられている
		1 建築基準法に定める対策が講じられている

※評価方法基準 第5 1-1 (3) ホ又はヘ①b（壁量基準）による場合の経過措置の適用

経過措置の適用無：令和7年4月1日以降の基準に適合 経過措置の適用有：令和7年3月31日以前の基準に適合

4. 維持管理・更新への配慮に関すること	4-2 維持管理対策等級（共用配管）	共用の給排水管、給湯管及びガス管の維持管理（清掃、点検及び補修）を容易にするため必要な対策の程度		
		3	清掃、点検及び補修ができる開口が住戸外に設けられている等、維持管理を容易にすることに特に配慮した措置が講じられている	
		2	配管をコンクリートに埋め込まない等、維持管理を行うための基本的な措置が講じられている	
		1	その他	
	4-3 更新対策（共用排水管）	共用排水管の更新を容易にするため必要な対策		
		共用排水管の更新を容易にするため必要な対策の程度		
		3	配管が共用部分に配置されており、かつ、更新を容易にすることに特に配慮した措置が講じられている	
		2	配管が共用部分に設置されている等、更新を行うための基本的な措置が講じられている	
	共用排水立管の位置	共用排水立管が設置されている位置		
		□ 共用廊下に面する共用部分	□ 外壁面、吹き抜け等の住戸外周部	
		□ パルコニー	□ 住戸専用部	□ その他

一必須項目（住戸）

項目	結果	
4. 維持管理・更新への配慮に関すること	4-1 維持管理対策等級（専用配管）	専用の給排水管、給湯管及びガス管の維持管理（清掃、点検及び補修）を容易にするため必要な対策の程度
	□ 該当なし	3 掃除口及び点検口が設けられている等、維持管理を容易にすることに特に配慮した措置が講じられている
		2 配管をコンクリートに埋め込まない等、維持管理を行うための基本的な措置が講じられている
		1 その他
5. 温熱環境・エネルギー消費量に関すること	5-1 断熱等性能等級	外壁、窓等を通しての熱の損失の防止を図るために断熱化等による対策の程度 地域の区分 [1・2・3・4・5・6・7・8] 外皮平均熱貫流率【 W/(m ² ・K) 】 冷房期の平均日射熱取得率【 % 】 7 熱損失等のより著しい削減のための対策が講じられている（8地域を除く） 6 熱損失等の著しい削減のための対策が講じられている 5 熱損失等のより大きな削減のための対策（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号、以下「基準省令」という。）に定める建築物エネルギー消費性能誘導基準に相当する程度）が講じられている 4 熱損失等の大きな削減のための対策（基準省令に定める建築物エネルギー消費性能基準に相当する程度）が講じられている 3 熱損失等の一一定程度の削減のための対策が講じられている 2 熱損失の小さな削減のための対策が講じられている 1 その他
		一次エネルギー消費量の削減のための対策の程度 地域の区分 ※5-1 断熱等性能等級に記した地域の区分と同じ 床面積当たりの設計一次エネルギー消費量【 MJ/(m ² ・年) 】 エネルギー利用効率化設備（基準省令第2条第1項に定めるエネルギー利用効率化設備をいい、コージェネレーション設備を除く。）による設計一次エネルギー消費量の削減率
		売電分を含む【 % 】 売電分を含まない【 % 】
		8 一次エネルギー消費量の極めて著しい削減のための対策が講じられている 7 一次エネルギー消費量のより著しい削減のための対策が講じられている 6 一次エネルギー消費量の著しい削減のための対策（基準省令に定める建築物エネルギー消費性能誘導基準（その設定の基礎となる基準一次エネルギー消費量が、基準省令第14条第1項の規定により求められたものであるものに限る。）に相当する程度）が講じられている 5 一次エネルギー消費量のより大きな削減のための対策が講じられている 4 一次エネルギー消費量の大きな削減のための対策（基準省令に定める建築物エネルギー消費性能基準（その設定の基礎となる基準一次エネルギー消費量が、基準省令第5条第1項の規定により求められたものであるものに限る。）に相当する程度）が講じられている 1 その他
	5-2 一次エネルギー消費量等級	一次エネルギー消費量の極めて著しい削減のための対策が講じられている 7 一次エネルギー消費量のより著しい削減のための対策が講じられている 6 一次エネルギー消費量の著しい削減のための対策（基準省令に定める建築物エネルギー消費性能誘導基準（その設定の基礎となる基準一次エネルギー消費量が、基準省令第14条第1項の規定により求められたものであるものに限る。）に相当する程度）が講じられている 5 一次エネルギー消費量のより大きな削減のための対策が講じられている 4 一次エネルギー消費量の大きな削減のための対策（基準省令に定める建築物エネルギー消費性能基準（その設定の基礎となる基準一次エネルギー消費量が、基準省令第5条第1項の規定により求められたものであるものに限る。）に相当する程度）が講じられている 1 その他
		一次エネルギー消費量の極めて著しい削減のための対策が講じられている 7 一次エネルギー消費量のより著しい削減のための対策が講じられている 6 一次エネルギー消費量の著しい削減のための対策（基準省令に定める建築物エネルギー消費性能誘導基準（その設定の基礎となる基準一次エネルギー消費量が、基準省令第14条第1項の規定により求められたものであるものに限る。）に相当する程度）が講じられている 5 一次エネルギー消費量のより大きな削減のための対策が講じられている 4 一次エネルギー消費量の大きな削減のための対策（基準省令に定める建築物エネルギー消費性能基準（その設定の基礎となる基準一次エネルギー消費量が、基準省令第5条第1項の規定により求められたものであるものに限る。）に相当する程度）が講じられている 1 その他

一選択項目（住棟）

項目	結果	
1. 構造の安定に関すること	1-2 耐震等級（構造躯体の損傷防止）	地震に対する構造躯体の損傷（大規模な修復工事を要する程度の著しい損傷）の生じにくさ 3 稽に（数十年に一度程度）発生する地震による力（建築基準法施行令第88条第2項に定めるものの1.5倍の力に対して損傷を生じない程度）
		2 稽に（数十年に一度程度）発生する地震による力（建築基準法施行令第88条第2項に定めるものの1.25倍の力に対して損傷を生じない程度）
		1 稽に（数十年に一度程度）発生する地震による力（建築基準法施行令第88条第2項に定めるもの）に対して損傷を生じない程度
	1-4 耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	暴風に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしにくさ及び構造躯体の損傷（大規模な修復工事を要する程度の著しい損傷）の生じにくさ 2 極めて稽に（500年に一度程度）発生する暴風による力（建築基準法施行令第87条に定めるものの1.6倍）の1.2倍の力に対して倒壊、崩壊等せず、稽に（50年に一度程度）発生する暴風による力（同条に定めるもの）の1.2倍の力に対して損傷を生じない程度
	1-5 耐積雪等級	屋根の積雪に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしにくさ及び構造躯体の損傷（大規模な修復工事を要する程度の著しい損傷）の生じにくさ 1 極めて稽に（500年に一度程度）発生する暴風による力（建築基準法施行令第87条に定めるものの1.6倍）に対して倒壊、崩壊等せず、稽に（50年に一度程度）発生する暴風による力（同条に定めるもの）の1.2倍の力に対して損傷を生じない程度

(構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)		する程度の著しい損傷)の生じにくさ
	□ 該当区域以外	2 極めて稀に（500年に一度程度）発生する積雪による力（建築基準法施行令第86条に定めるものの1.4倍）の1.2倍の力に対して倒壊、崩壊等せず、稀に（50年に一度程度）発生する積雪による力（同条に定めるもの）の1.2倍の力に対して損傷を生じない程度
		1 極めて稀に（500年に一度程度）発生する積雪による力（建築基準法施行令第86条に定めるものの1.4倍）に対して倒壊、崩壊等せず、稀に（50年に一度程度）発生する積雪による力（同条に定めるもの）に対して損傷を生じない程度

2.火災時の安全に関すること	2-5耐火等級 (延焼のおそれのある部分(開口部))	延焼のおそれのある部分の開口部に係る火災による火炎を遮る時間の長さ			
		3	火災を遮る時間が60分相当以上		
		2	火災を遮る時間が20分相当以上		
		1	その他		
	2-6耐火等級 (延焼のおそれのある部分(開口部以外))	延焼のおそれのある部分の外壁等(開口部以外)に係る火熱を遮る時間の長さ			
		4	火熱を遮る時間が60分相当以上		
		3	火熱を遮る時間が45分相当以上		
		2	火熱を遮る時間が20分相当以上		
		1	その他		

一選択項目(住戸)一

2.火災時の安全に関すること	2-1感知警報装置設置等級(自住戸火災時)	評価対象住戸において発生した火災の早期の覚知のしやすさ			
		4	評価対象住戸において発生した火災のうち、すべての台所及び居室で発生した火災を早期に感知し、住戸全域にわたり警報を発するための装置が設置されている		
		3	評価対象住戸において発生した火災のうち、すべての台所及び居室で発生した火災を早期に感知し、当該室付近に警報を発するための装置が設置されている		
		2	評価対象住戸において発生した火災のうち、すべての台所及び寝室等で発生した火災を感知し、当該室付近に警報を発するための装置が設置されている		
		1	評価対象住戸において発生した火災のうち、すべての寝室等で発生した火災を感知し、当該室付近に警報を発するための装置が設置されている		
	2-2感知警報装置設置等級(他住戸火災時)	評価対象住戸の同一階又は直下の階にある他住戸等において発生した火災の早期の覚知のしやすさ			
		4	他住戸等において発生した火災について、当該他住戸等に火災を自動で検知するための装置が設置され、かつ、評価対象住戸に自動で警報を発するための装置が設置されている		
		3	他住戸等において発生した火災について、当該他住戸等に火災を自動で検知するための装置が設置され、かつ、評価対象住戸に手動で警報を発するための装置が設置されている		
		2	他住戸等において発生した火災について、評価対象住戸に手動で警報を発するための装置が設置されている		
		1	その他		
	2-3避難安全対策(他住戸等火災時・共用廊下)	評価対象住戸の同一階又は直下の階にある他住戸等における火災発生時の避難を容易とするために共用廊下に講じられた対策			
	排煙形式	共用廊下の排煙の形式			
		<input type="checkbox"/> 開放型廊下	<input type="checkbox"/> 自然排煙		
		<input type="checkbox"/> 機械排煙(一般)	<input type="checkbox"/> 機械排煙(加圧式)	<input type="checkbox"/> その他	
		避難に有効な共用廊下の平面形状			
		<input type="checkbox"/>	通常の歩行経路による二以上の方向への避難が可能		
		<input type="checkbox"/>	直通階段との間に他住戸等がない	<input type="checkbox"/> その他	
		(結果が「その他」の場合のみ、以降の「耐火寺社(避難経路の隔壁の開口部)」の結果を表示)			
		避難経路の隔壁の開口部に係る火災による火炎を遮る時間の長さ			
		3	火炎を遮る時間が60分相当以上		
		2	火炎を遮る時間が20分相当以上		
		1	その他		
	2-4脱出対策(火災時)	通常の歩行経路が使用できない場合の緊急的な脱出のための対策			
	<input type="checkbox"/> 該当なし	<input type="checkbox"/> 直接階段に直接通するバルコニー	<input type="checkbox"/> 隣戸に通するバルコニー		
	<input type="checkbox"/> 該当なし	<input type="checkbox"/> 避難器具〔〕	<input type="checkbox"/> その他〔〕		
	2-7耐火等級(界壁及び界床)	住戸間の界壁及び界床に係る火災による火熱を遮る時間の長さ			
	<input type="checkbox"/> 該当なし	4	火熱を遮る時間が60分相当以上		
	<input type="checkbox"/> 該当なし	3	火熱を遮る時間が45分相当以上		
	<input type="checkbox"/> 該当なし	2	火熱を遮る時間が20分相当以上		
	<input type="checkbox"/> 該当なし	1	その他		

		4-4更新対策（住戸専用部）	住戸専用部の間取りの変更を容易とするため必要な対策
		4.維持管理・更新への配慮に関すること	住戸専用部の構造躯体等の床板等に挟まれた空間の高さ 躯体天井高：〔 mm以上〕 異なる躯体天井高の最も低い部分の部位（異なる躯体天井高が存する場合はその最も低い部分の内法高さを下に併せて表示）： <input type="checkbox"/> はり <input type="checkbox"/> 傾斜屋根 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 該当なし 異なる躯体天井高の最も低い部分の内法高さ〔 mm以上〕
		口 住戸専用部の構造躯体の壁又は柱の有無 該当なし	住戸専用部の構造躯体の壁又は柱で間取りの変更の障害となりうるもの有無 <input type="checkbox"/> あり （ <input type="checkbox"/> 壁 <input type="checkbox"/> 柱 ） <input type="checkbox"/> なし
		6空気環境に関すること	居室の内装の仕上げ及び換気等の措置のない天井裏等の下地材等からのホルムアルデヒドの発散量を少なくする対策 <input type="checkbox"/> 製材等（丸太及び単層フローリングを含む）を使用する <input type="checkbox"/> 特定建材を使用する <input type="checkbox"/> その他の建材を使用する (結果が「特定建材を使用する」の場合のみ、以下の「ホルムアルデヒド発散等級」の結果を表示する。)
		6-1ホルムアルデヒド対策（内装及び天井裏等）	ホルムアルデヒド発散等級 <input type="checkbox"/> 該当なし（内装） <input type="checkbox"/> 該当なし（天井裏等） 内装 天井裏等 3 3 ホルムアルデヒドの発散量が極めて少ない(日本工業規格又は日本農林規格のF☆☆☆等級相当以上) 2 2 ホルムアルデヒドの発散量が少ない(日本工業規格又は日本農林規格のF☆☆☆等級相当以上) 1 － その他
		6-2換気対策	室内空気中の汚染物質及び湿気を屋外に除去するため必要な換気対策 居室の換気対策 <input type="checkbox"/> 機械換気設備 <input type="checkbox"/> その他 [] 局所換気対策 <input type="checkbox"/> 便所 該当なし <input type="checkbox"/> 浴室 該当なし <input type="checkbox"/> 台所 該当なし 換気上重要な便所、浴室及び台所の換気のための対策 便所： <input type="checkbox"/> 機械換気設備 <input type="checkbox"/> 換気のできる窓 <input type="checkbox"/> なし 浴室： <input type="checkbox"/> 機械換気設備 <input type="checkbox"/> 換気のできる窓 <input type="checkbox"/> なし 台所： <input type="checkbox"/> 機械換気設備 <input type="checkbox"/> 換気のできる窓 <input type="checkbox"/> なし
	7光・視環境に関すること	7-1単純開口率	居室の外壁又は屋根に設けられた開口部の面積の床面積に対する割合 単純開口率：〔 %以上〕
		7-2方位別開口率	居室の外壁又は屋根に設けられた開口部の面積の各方位毎の比率 北：〔 〕 東：〔 〕 南：〔 〕 西：〔 〕 真上：〔 〕
		8-1重量床衝撃音対策	居室に係る上下階との界床の重量床衝撃音（重量のあるものの落下や足音の衝撃音）を遮断する対策
		重量床衝撃音対策等級	居室に係る上下階との界床の重量床衝撃音（重量のあるものの落下や足音の衝撃音）を遮断するため必要な対策の程度 上階 下階 最高 最低 最高 最低 5 5 5 5 特に優れた重量床衝撃音の遮断性能（特定の条件下でおおむね日本工業規格のLir.H-50等級相当以上）を確保するため必要な対策が講じられている 4 4 4 4 優れた重量床衝撃音の遮断性能（特定の条件下でおおむね日本工業規格のLir.H-55等級相当以上）を確保するため必要な対策が講じられている 3 3 3 3 基本的な重量床衝撃音の遮断性能（特定の条件下でおおむね日本工業規格のLir.H-60等級相当以上）を確保するため必要な対策が講じられている 2 2 2 2 やや低い重量床衝撃音の遮断性能（特定の条件下でおおむね日本工業規格のLir.H-65等級相当以上）を確保するため必要な対策が講じられている 1 1 1 1 その他
		相当スラブ厚（重量床衝撃音）	居室に係る上下階との界床の重量床衝撃音（重量のあるものの落下や足音の衝撃音）の遮断の程度をコンクリート单板スラブの厚さに換算した場合のその厚さ 上階 最高 <input type="checkbox"/> 27cm以上 <input type="checkbox"/> 20cm以上 <input type="checkbox"/> 15cm以上 <input type="checkbox"/> 11cm以上 <input type="checkbox"/> その他 最低 <input type="checkbox"/> 27cm以上 <input type="checkbox"/> 20cm以上 <input type="checkbox"/> 15cm以上 <input type="checkbox"/> 11cm以上 <input type="checkbox"/> その他 下階 最高 <input type="checkbox"/> 27cm以上 <input type="checkbox"/> 20cm以上 <input type="checkbox"/> 15cm以上 <input type="checkbox"/> 11cm以上 <input type="checkbox"/> その他 最低 <input type="checkbox"/> 27cm以上 <input type="checkbox"/> 20cm以上 <input type="checkbox"/> 15cm以上 <input type="checkbox"/> 11cm以上 <input type="checkbox"/> その他

8. 音環境に関すること	8-2軽量床衝撃音対策	居室に係る上下階との界床の軽量床衝撃音（軽量のものの落下の衝撃音）を遮断する対策					
		居室に係る上下階との界床の軽量床衝撃音（軽量のものの落下の衝撃音）を遮断するため必要な対策の程度					
		上階		下階			
		最高	最低	最高	最低		
		5	5	5	5	特に優れた軽量床衝撃音の遮断性能（特定の条件下でおおむね日本工業規格のL _{ir} ,L-45等級相当以上）を確保するため必要な対策が講じられている	
		4	4	4	4	優れた軽量床衝撃音の遮断性能（特定の条件下でおおむね日本工業規格のL _{ir} ,L-50等級相当以上）を確保するため必要な対策が講じられている	
		3	3	3	3	基本的な軽量床衝撃音の遮断性能（特定の条件下でおおむね日本工業規格のL _{ir} ,L-55等級相当以上）を確保するため必要な対策が講じられている	
		2	2	2	2	やや低い軽量床衝撃音の遮断性能（特定の条件下でおおむね日本工業規格のL _{ir} ,L-60等級相当以上）を確保するため必要な対策が講じられている	
		1	1	1	1	その他	
		軽量床衝撃音レベル低減量（床仕上げ構造）					
9.高齢者等への配慮に関すること	9-1高齢者等配慮対策等級(専用部分)	居室に係る上下階との界床の仕上げ構造に関する軽量床衝撃音（軽量のものの落下の衝撃音）の低減の程度					
		上階	最高	□ 30dB以上	□ 25dB以上	□ 20dB以上	
			最低	□ 30dB以上	□ 25dB以上	□ 20dB以上	
		下階	最高	□ 30dB以上	□ 25dB以上	□ 20dB以上	
			最低	□ 30dB以上	□ 25dB以上	□ 20dB以上	
		8-3透過損失等級(隔壁)					
		居室の隔壁に係る構造に関する空気伝播音の遮断の程度					
		□ 該当なし	4	特に優れた空気伝播音の遮断性能（特定の条件下では日本工業規格のR _r -55等級相当以上）が確保されている程度			
			3	優れた空気伝播音の遮断性能（特定の条件下では日本工業規格のR _r -50等級相当以上）が確保されている程度			
			2	基本的な空気伝播音の遮断性能（特定の条件下では日本工業規格のR _r -45等級相当以上）が確保されている程度			
			1	建築基準法に定める空気伝播音の遮断の程度が確保されている程度			
9.高齢者等への配慮に関すること	9-2高齢者等配慮対策等級(共用部分)	居室の外壁の設けられた開口部に方位別に使用するサッシによる空気伝播音の遮断の程度					
		北	東	南	西		
			3	3	3	特に優れた空気伝播音の遮断性能（日本工業規格のR _{m(1/3)} -25相当以上）が確保されている程度	
			2	2	2	優れた空気伝播音の遮断性能（日本工業規格のR _{m(1/3)} -20相当以上）が確保されている程度	
		□ 該当なし	1	1	1	その他	
			住戸内における高齢者等への配慮のために必要な対策の程度				
			5	高齢者等が安全に移動することに特に配慮した措置が講じられており、介助用車いす使用者が基本的な生活行為を行うことを容易にすることに特に配慮した措置が講じられている			
			4	高齢者等が安全に移動することに配慮した措置が講じられており、介助用車いす使用者が基本的な生活行為を行うことを容易にすることに配慮した措置が講じられている			
			3	高齢者等が安全に移動するための基本的な措置が講じられており、介助用車いす使用者が基本的な生活行為を行うための基本的な措置が講じられている			
			2	高齢者等が安全に移動するための基本的な措置が講じられている			
			1	住戸内において、建築基準法に定める移動時の安全性を確保する措置が講じられている			

通常想定される侵入行為による外部からの侵入を防止するための対策			
評価対象開口部の区分		外部からの侵入を防止するための対策	
		a 住戸の出入口	<input type="checkbox"/> すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である <input type="checkbox"/> シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 該当する開口部なし
		b 地面から開口部の下端までの高さが2m以下、又は、バルコニー等から開口部の下端までの高さが2m以下であって、かつ、バルコニー等から当該開口部までの水平距離が0.9m以下であるもの（aに該当するものを除く）	<input type="checkbox"/> すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である <input type="checkbox"/> シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 該当する開口部なし
		c a及びbに掲げるもの以外のもの	<input type="checkbox"/> すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である <input type="checkbox"/> シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 該当する開口部なし
		a 住戸の出入口	<input type="checkbox"/> すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である <input type="checkbox"/> シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 該当する開口部なし
		b (i) 地面から開口部の下端までの高さが2m以下、又は、共用廊下又は共用階段から開口部の下端までの高さが2m以下であって、かつ、共用廊下又は共用階段から当該開口部までの水平距離が0.9m以下であるもの（aに該当するものを除く）	<input type="checkbox"/> すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である <input type="checkbox"/> シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 該当する開口部なし
		b (ii) 地面から開口部の下端までの高さが2m以下、又は、バルコニー等から開口部の下端までの高さが2m以下であって、かつ、バルコニー等から当該開口部までの水平距離が0.9m以下であるもの（a又はb (i) に該当するものを除く）	<input type="checkbox"/> すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である <input type="checkbox"/> シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 該当する開口部なし
		c a及びbに掲げるもの以外のもの	<input type="checkbox"/> すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である <input type="checkbox"/> シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 該当する開口部なし
10.防犯に関すること	10-1 開口部の侵入防止対策		

* 1つの階ごとに1つの欄を使用し、メソネット等で1住戸に2以上の階がある場合には、階の数だけ各欄を連結して使用する。